# 令和4年漁期

火光利用さば漁業

あじ・さば棒受け網漁業

〔資料〕

令和3年8月

東京都産業労働局農林水産部水産課

### 令和4年における火光利用さば漁業の許可及び起業の認可方針(案)

### 第1 趣旨

1 東京都海面のうち伊豆諸島海域における火光利用さば漁業(一本釣り又はたもすくい 漁業であって、総トン数5トン以上の船舶を使用するものに限る。)の許可及び起業の 認可(以下「許可等」という。)に関する取扱いについては、漁業法(昭和24年法律第 267号。以下「法」という。)及び東京都漁業調整規則(昭和40年東京都規則第16 0号。以下「規則」という。)の規定並びに制限措置によるほか、この方針の定めるとこ ろによる。

### 第2 制限措置を定めるに当たり、考慮すべき事項

(漁業種類)

1 この漁業の漁業種類は、一本釣り漁業及びたもすくい漁業とする。

### (許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数)

- 2(1) この漁業の許可等をすべき船舶等の数は、この漁業が目的とする主たる水産資源の 資源状況並びに操業の実態及び漁家経営の状況等を勘案して定めるものとする。
  - (2) この漁業について、資源管理及び漁業取締りその他漁業調整上の必要から、一漁業時期に許可等をすることができる都県別等の船舶の最高限度を定めるものとする。
  - (3) 上記(2)の最高限度は、以下のとおりとする。

 東京都
 1隻

 千葉県
 15隻

 神奈川県
 7隻

 静岡県
 11隻

 調整枠
 6隻

 合計
 40隻

(4) この漁業の許可等をすることができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数100トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数70トン未満とする。ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、都知事が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、この場合にあっても、許可等をすることができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数150トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数100トン未満とする。※

※「新トン数適用船舶」とは、昭和57年7月18日以降に建造された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和57

年7月18日以降に特定修繕〔船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律 第40号)附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。〕を行った船舶をいい、「旧 トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。

(5) この漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合総トン数25トン以上100トン以下(上記(4)に規定するただし書きに該当する場合150トン以下)及び「旧トン数適用船舶」の場合総トン数20トン以上70トン未満(上記(4)に規定するただし書きに該当する場合100トン未満)の許可等をすることができる各都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都1隻千葉県3隻神奈川県2隻静岡県3隻

### (推進機関の馬力数)

3 この漁業の推進機関の馬力数に係る制限措置は、推進機関の馬力数の増減がこの漁業 における漁獲能力に与える影響が軽微であることを考慮して定めるものとする。

### (操業区域)

4 この漁業の漁業時期は、この漁業が対象とする水産資源の分布状況及びこの漁業の操業の実態その他漁家経営の状況を考慮して定めるものとする。

### (漁業時期)

5 この漁業の漁業時期は、この漁業が対象とする水産資源の資源状況及びこの漁業の操業の実態その他漁家経営の状況を考慮して定めるものとする。

### (漁業を営む者の資格)

6 <u>この漁業を営む者の資格は、この漁業が対象とする水産資源の状況及びこの漁業の操</u>業の実態その他漁家経営の状況を考慮して定めるものとする。

### 第3 許可及び起業の認可に関する事項

\_(知事が定める船舶等の基準)\_

1 法第58条において読み替えて準用する法第41条第1項第5号の知事が定める基準 は、以下のとおりとする。

定めなし

### (許可等を申請すべき期間)

2 法第58条において準用する法第42条第1項の許可等を申請すべき期間は、規則第

### 12条第2項の規定に基づき、都度定める。

(許可等の有効期間)

- 3(1) この漁業の許可等の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。
  - (2) 上記(1)の許可等の有効期間中に行った、法第第58条において準用する第42条 第1項の規定による新規の許可等の有効期間の満了日は、上記(1)の許可等の有効期 間の満了日と同一とする。

(許可等の申請書に添付する書類等)

4(1) <u>この漁業に係る規則第9条第1項第6号に掲げるその他参考となるべき事項は以</u>下のとおりとする。

定めなし

- (2) この漁業の許可等を受けようとする者は、<u>規則第9条第1項</u>の規定に基づく申請書に、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - ア 漁業協同組合及び連帯責任をとるグループに所属する者が申請する場合にあっては、申請者が所属する漁業協同組合及び連帯責任をとるグループの代表者の副申書
  - イ 東京都以外の船舶にあっては、漁船原簿謄本
  - ウ 用船する場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書、及び印鑑登録証明書
  - <u>工</u> 共同経営する場合は、代表者選定届け、各共同者の権利義務の関係を記載した書 面及び印鑑登録証明書
  - オ 法人にあっては、定款及び登記事項証明書
  - <u>カ</u> 起業の認可申請の場合は、船舶件名書(<u>別記参考様式1</u>) 又は漁具名、規模、製作完了予定年月日、製作価格、資金調達方法等を記載した漁具件名書
  - キ 旧漁業許可証の写し
  - <u>ク</u> 法第第58条において準用する法第41条第1項第2号から第4号までに掲げるいずれの者にも該当しないことの誓約書(参考様式2)

### (許可の基準)

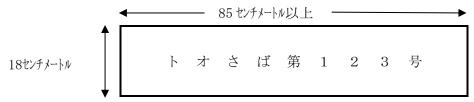
- <u>5 許可又は起業の認可をする者相互間の優先順位は、次の順序による。</u>
  - (1) 当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者
  - (2) 当該漁業許可を有する者から独立する者
  - (3) 上記(1)、(2)以外の者については、公正な方法でくじを行うものとする。

(条件)

<u>6</u> この漁業の許可をするに当たっては、<u>法第58条において読み替えて準用する法第4</u>

4条第1項の規定に基づき、次の条件を付けるものとする。

- (1) 次の区域内で操業してはならない。
  - ア 大島町岡田地先距岸1,500メートル以内の海面
  - イ 新島村前浜地先距岸3,000メートル以内の海面
  - ウ 三宅村大久保浜地先距岸1,000メートル以内の海面
  - エ 神津島村牛鼻から90°の線と松山鼻から135°の線及び多幸湾陸岸と同線から沖合1,000メートルの線とによって囲まれた区域
  - オ 神津島村祇苗島距岸1,000メートル以内の海面
- (2) 水中集魚灯を使用してはならない。
- (3) 寄せ船の場合の間隔は、自己船(寄せようとする船)の長さの3倍以上とする。
- (4) たもすくいに使用するたも網の直径は70センチメートル以下とし、たも網の操作に動力を使用してはならない。
- (5) 船舶の船橋両側の中央部に下記様式による許可番号を表示しなければならない。



- ○各文字及び数字の大きさは10センチメートル以上、太さは1.5センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上とする。
- ○123は許可番号の例示である。
- ○文字、数字及びわくは黒色とする。

ただし、あじ・さば棒受け網漁業の許可を兼有する場合は、下記様式による標識を 表示しなければならない。



- ○各文字及び数字の大きさは10センチメートル以上、太さは1.5センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上とする。
- ○123は許可番号の例示である。
- ○文字、数字及びわくは黒色とする。
- (6) 三宅村神着大崎から0°の線、アノウ崎から45°の線及び両線との間の陸岸の線、並びに同線から沖合い1,500メートルの線とによって囲まれた区域内での操業については、さば漁業者は三宅島漁業者と区域、期間及び操業方法等について協議

し、その決定事項を遵守しなければならない。

### 第4 その他

### (資源管理の状況等の報告)

- 1(1) この漁業の許可を受けた者は、前年許可期間のうち令和3年7月1日から同年10月31日までと、本年許可期間のうち令和3年11月1日から令和4年5月31日までの操業に関する報告とを併せて、規則第22条第2項各号に掲げる事項について、同条第1項の規定に基づき令和4年6月20日までに報告しなければならない。(参考様式3)
  - (2) 漁獲量及び漁業生産の実績の報告は、さば類とその他の魚種について行うこととする。
  - (3) 資源管理の状況等の報告の方法は、郵送、ファクシミリ又は電子情報処理組織によるものとする。

### (適用期間)

2 この方針は、令和4年10月31日まで適用する。

### 参考様式1

		船	舶	件	名	書	(計画又は現在)
1	船名						
2	船 質						
3	漁船登録	番号					
4	船体の長	さ、幅及で	び深さ				
5	船舶総ト	ン数					
6	推進機関	の種類及で	び馬力勢	汝			
7	造船所の	所在地及7	び名称				
8	機関製作	所の所在は	也及び年	名称			
9	起工、進	水又はし	ゅん工の	の予定年	<b>平月日</b>	(現在の	のものは進水年月日)
1 0	所有者の	住所及び」	<b>毛名又</b> /	は名称			
1 1	建造(購	入)価格					
1 2	資金調達	方法(自己	資金及	び借入	.金に図	区別し、	借入金は借入先別に記載すること)

### 適格性に関する誓約書

年 月 日

東京都知事 殿

住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ®

私は、漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。)第58条において 準用する法第41条第1項第2号から第4号までに定める以下のいずれにも該当し ないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 2 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条に おいて定める使用人のうちに法第58条において準用する法第41条第1号又は第 2号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

年 月 日

									'	/	, ,
(1)漁業者	住 所 氏 名							(	(2)乗組員数 船長を含む)		
(3)漁	船	漁船登	録番号	;	船名		総ト	ン数	馬力数	根	拠地
(4)兼業漁 漁業	注業の 美名					(5	() 電源	設備	KW	個	固使用
(6) 資源管理	里の状況等										
区分	10 W D W	A.任	漁 獲	量	水揚に	げ金	額	<b>Т</b> П	₩ IB 글C	水	湯 港
月別	操業日数	<u>魚種</u>	(	(kg)		(千	円)	炽	業場所	主	従
7 月	日	さば類									
1 )1	H	<u>その他</u>									
8月	日	さば類									
0 )1	H	その他									
9月	日	さば類									
2 )1	H	<u>その他</u>									
10 月	日	さば類									
10 )1	H	<u>その他</u>									
中計	日	さば類									
1 41	H	その他									
11 月	日	さば類									
11 /1	H	その他									
12 月	日	さば類									
12 /1	H	その他									
1月	日	さば類									
1 /1	H	その他									
2 月	日	さば類									
7 /1	H	その他									
3 月	日	さば類									
0 )1	H	<u>その他</u>									
4 月	日	さば類									
1)1	H	その他									
5 月	日	さば類									
0 73	Н	<u>その他</u>									
中計	日	さば類									
.l. bl	Н	<u>その他</u>									
合 計	日	<u>さば類</u>									
	Н	<u>その他</u>									

### 火光利用さば漁業

### 1 制限措置

- (1) この漁業の漁業種類は、一本釣り漁業及びたもすくい漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 100 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 70 トン未満とする。ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、都知事が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、この場合にあっても、許可等をすることができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 150 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 100 トン未満とする※ ※「新トン数適用船舶」とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造された船舶及び昭和 5 7 年 7 月 17 日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕〔船舶のトン数の測度に関する法律(昭和 55 年法律第 40 号)附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。〕を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。

- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

### 2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和3年9月16日から令和3年10月15日までとする。

### 3 許可の基準

別添「令和3年における火光利用さば漁業の許可及び起業の認可方針第3の5」のと おり。

### 4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

### 別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
1隻(1)		東京都島しょ部に住所を有し(法人にあっては、 主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり)、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者であること。
13隻(3)	伊豆諸島海域(ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場(ベ	千葉県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
2隻(1)	ヨネース列岩から孀婦岩と北之島都の中間線までの海域をい   う。以下同じ。) を除く。)	神奈川県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。
6隻(3)		静岡県に住所を有し(法人にあっては、主たる事 務所の所在地が静岡県の区域にあり)、かつ、船 舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。

<sup>※ ()</sup> 内はこの漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 25 トン以上 100 トン以下 (<u>1 制限措置(3)</u>に規定するただし書きに該当する場合 150 トン以下)及び「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 20 トン以上 70 トン未満 (<u>1 制限措置(3)</u>に規定するただし書きに該当する場合 100 トン未満)の許可等をすることができる各都県別の隻数。

## ○ 令和4年漁期における火光利用さば漁業の定数算出(案)

### 1. 算出の考え方

- ① 前年漁期(令和3年6月末現在)の許認可実数を定数算出の基礎とする。ただし、原則として認可の継続年数は3年間とする。
- ② 平成6年漁期の定数を上限とする(平成5年9月末現在の許可実数。平成3、4年度実施の『減船事業(資源管理型漁業構造再編緊急対策事業)』の成果を生かすため)。
- ③ 前年の許認可実数と階層移動枠充当船を加えた定数が40(平成26年漁期定数)を超えない場合は、定数を40隻とする。(まさば及びごまさばの漁獲可能量(TAC)の都知事管理量の有効活用を図るため)

### 2. 算出方法

(注)階層移動充当枠とは、許可を有しない5トン未満船が代船建造等により5トン以上階層へ移行する場合の対応枠であり、千葉、神奈川、 静岡の3県につき各5隻を原則とする。但し、平成6年漁期の定数を超える場合は、その定数内で調整する。

	令和3年	許可枠	令和3年許認可 (R3.6月末現		令和3 <sup>4</sup> 自然廃業		階層移動 充当枠	令和4年	許可枠	平成6年	許可枠
千葉県	16	(3) 隻	10 (	(2) 隻	0	隻	5 隻	15	(3) 隻	38	(7) 隻
神奈川県	10	(2)	2 (	(2)	0		5	7	(2)	28	(4)
静岡県	11	(3)	6 (	(3)	0		5	11	(3)	21	(9)
調整枠	2	(0)	0 (	(0)	0		0	6	(0)	18	(9)
計	39	(8)	18 (	(7)	0		15	39	(8)	105	(29)
東京都	1	(1)	0 (	(0)	0		0	1	(1)	1	(1)
合 計	40	(9)	18 (	(7)	0		15	40	(9)	106	(30)

# 令和3年漁期 火光利用さば漁業許可枠の推移

東京都

	令和4年》	魚期(案)		√ H;c/	<b>生泌期</b>	च्यं सं: 9.7	左洛州	亚出20	左洛州	亚冉00	左 海 畑	ਹਾਂ <del> </del> ੇ 20	左 海 畑	ੁਨ੍ਹਾਂ <del>।</del> ੇ 2.1	左海期	Δ£πΩ	左洛州		令和3	年漁期	
都県別	許可枠	20トン 以上		平成03	年漁期	平成27	午供規	十	年漁期	<del>半</del> 放29	年漁期	平成30	年漁期	平成31	年漁期	'市'和∠	年漁期	<u> </u>	i初	6月末現在	
	(隻)	枠(隻)		総隻数	20%以上	総隻数	20~以上	総隻数	20~以上	総隻数	20%以上	総隻数	20%以上	総隻数	20 以上	総隻数	20 %以上	総隻数	20 い以上	総隻数	20 %以上
東京都	1	1	枠(隻)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
果 <b>尔</b> 们	1	1	許可(隻)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	1.	3	枠(隻)	38	7	15	3	15	3	15	3	16	3	16	3	16	3	16	3	16	3
丁果県	15	3	許可(隻)	37	7	10 (2)	2 (1)	10 (2)	2 (1)	11 (2)	2 (1)	11 (2)	2	11 (2)	2	11 (2)	1	10 (2)	1	10 (2)	1
地太川周	7	2	枠(隻)	28	4	11	2	11	2	11	2	12	2	10	2	10	2	10	2	10	2
神奈川県	1	Δ	許可(隻)	26	4	6	1	7	1	7	1	5	1	5	1	5	1	2	1	2	1
数区周	1.1	0	枠(隻)	21	9	11	3	11	3	11	3	11	3	11	3	11	3	11	3	11	3
静岡県	11	3	許可(隻)	21	9	6	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6	3
スの仙の目	C	0	枠(隻)	18	9	2	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0
その他の県	6	U	許可(隻)	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
∆∍L	40	0	枠(隻)	106	30	40	9	40	9	40	9	40	9	40	9	40	9	40	9	40	9
合計 4	40	9	許可(隻)	99 (0)	27 (0)	22 (2)	6 (1)	23 (2)	6 (1)	24 (2)	6 (1)	22 (2)	6 (0)	22 (2)	6 (0)	22 (2)	5 (0)	18 (2)	5 (0)	18 (2)	5 (0)

():起業認可で内数

## 令和3年漁期 火光利用さば漁業都県別操業実績

(R2.7.1~R3.6.30)

東京都

都県別	許可枠(隻)	許可隻数 (隻)	認可数(隻)	操業数(隻)	漁獲量(トン)	漁獲金額 (千円)	単価(円/kg)	1 <b>隻当り漁獲</b> 量(ト <sub>ン</sub> )	1隻当り漁獲 金額(千円)	操業延日数 (日)	1隻当り操業 日数(日)
東京都	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	16	8	2	3	1,279	105,920	83	426	35,307	164	55
神奈川県	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	11	6	0	6	2,355	229,883	98	393	38,314	191	32
調整枠	2	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_
合計	40	16	2	9	3,634	335,803	92	404	37,311	355	39
令和2年	40	20	2	10	5,423	572,720	106	542	57,272	299	30

(許認可数はR3.6.30現在の数)

### 令和4年における棒受け網漁業の許可及び起業の認可方針(案)

### 第1 趣旨

1 東京都海面のうち伊豆諸島海域における棒受け網漁業(総トン数5トン以上の船舶を使用するものに限る。)の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)に関する取扱いについては、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)及び東京都漁業調整規則(昭和40年東京都規則第160号。以下「規則」という。)の規定並びに制限措置によるほか、この方針の定めるところによる。

### 第2 制限措置を定めるに当たり、考慮すべき事項

(漁業種類)

1 この漁業の漁業種類は、あじ・さば棒受け網漁業とする。

### (許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数)

- 2(1) <u>この漁業の許可等をすべき船舶等の数は、この漁業が目的とする主たる水産資源の</u> 資源状況並びに操業の実態及び漁家経営の状況等を勘案して定めるものとする。
  - (2) この漁業について、資源管理及び漁業取締りその他漁業調整上の必要から、一漁業時期に許可等をすることができる都県別等の船舶の最高限度を定めるものとする。
  - (3) 上記(2)の最高限度は、以下のとおりとする。

東京都41隻千葉県8隻神奈川県5隻静岡県9隻調整枠2隻合計65隻

(4) この漁業の許可等をすることができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数100トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数70トン未満とする。ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、都知事が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、この場合にあっても、許可等をすることができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数150トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数100トン未満とする。※

※「新トン数適用船舶」とは、昭和57年7月18日以降に建造された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和57年7月18日以降に特定修繕〔船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律

第40号)附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。〕を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。

(5) この漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 25 トン以上 100 トン以下(上記(4)に規定するただし書きに該当する場合 150 トン以下)及び「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 20 トン以上 70 トン未満(上記(4)に規定するただし書きに該当する場合 100 トン未満)の許可等をすることができる各都県別の隻数は、次のとおりとする。

千葉県3隻静岡県3隻

### (推進機関の馬力数)

3 この漁業の推進機関の馬力数に係る制限措置は、推進機関の馬力数の増減がこの漁業 における漁獲能力に与える影響が軽微であることを考慮して定めるものとする。

### (操業区域)

4 この漁業の操業区域は次のとおりとする。

伊豆諸島海域(ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場においては、東京都管内船舶によるむろあじを対象とする操業に限る。)

### (漁業時期)

5 この漁業の漁業時期は、この漁業が対象とする水産資源の資源状況及びこの漁業の操業の実態その他漁家経営の状況を考慮して定めるものとする。

### (漁業を営む者の資格)

6 この漁業を営む者の資格は、この漁業が対象とする水産資源の状況及びこの漁業の操業の実態その他漁家経営の状況を考慮して定めるものとする。

### 第3 許可及び起業の認可に関する事項

(知事が定める船舶等の基準)

1 法第58条において読み替えて準用する法第41条第1項第5号の知事が定める基準 は、以下のとおりとする。

定めなし

### (許可等を申請すべき期間)

2 法第58条において準用する法第42条第1項の許可等を申請すべき期間は、規則第 12条第2項の規定に基づき、都度定める。 (許可等の有効期間)

- 3(1) この漁業の許可等の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。
  - (2) 上記(1)の許可等の有効期間中に行った、法第第58条において準用する法第42 条第1項の規定による新規の許可等の有効期間の満了日は、上記(1)の許可等の有効 期間の満了日と同一とする。

(許可等の申請書に添付する書類等)

4(1) <u>この漁業に係る規則第9条第1項第6号に掲げるその他参考となるべき事項は以</u>下のとおりとする。

定めなし

- (2) この漁業の許可等を受けようとする者は、<u>規則第9条第1項</u>の規定に基づく申請書に、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - ア 漁業協同組合及び連帯責任をとるグループに所属する者が申請する場合にあっては、申請者が所属する漁業協同組合及び連帯責任をとるグループの代表者の副申書
  - イ 東京都以外の船舶にあっては、漁船原簿謄本
  - ウ 用船する場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書、及び印鑑登録証明書
  - <u>工</u> 共同経営する場合は、代表者選定届け、各共同者の権利義務の関係を記載した書面及び<u>印鑑登録証明書</u>
  - オ 法人にあっては、定款及び登記事項証明書
  - <u>カ</u> 起業の認可申請の場合は、船舶件名書(<u>別記参考様式1</u>) 又は漁具名、規模、製作完了予定年月日、製作価格、資金調達方法等を記載した漁具件名書
  - キ 旧漁業許可証の写し
  - <u>ク</u> 法第第58条において準用する法第41条第1項第2号から第4号までに掲げるいずれの者にも該当しないことの誓約書(参考様式2)

### (許可の基準)

- 5 許可又は起業の認可をする者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者
  - (2) 当該漁業許可を有する者から独立する者
  - (3) 上記(1)、(2)以外の者については、公正な方法でくじを行うものとする。

(条件)

- <u>6</u> この漁業の許可をするに当たっては、<u>法第58条において読み替えて準用する法第4</u> 4条第1項の規定に基づき、次の条件を付けるものとする。
  - (1) 次の区域内で操業してはならない。

- ア 大島町岡田地先距岸1,500メートル以内の海面
- イ 新島村前浜地先距岸3,000メートル以内の海面
- ウ 三宅村大久保浜地先距岸1,000メートル以内の海面
- エ 神津島村牛鼻から90°の線と松山鼻から135°の線及び多幸湾陸岸と同線から沖合1,000メートルの線とによって囲まれた区域
- オ 神津島村祇苗島距岸1,000メートル以内の海面
- (2) 次表に掲げる区域及び期間以外は集魚灯を使用して操業してはならない。

区域	期間
1 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの点を順次結んだ線によつて囲まれた	4月1日から
区域	12月31日まで
イ 北緯34度37分12秒(測量法(昭和24年法律第188	
号)第11条第3項に規定する世界測地系による。以下同じ。)、	
東経139度34分49秒の点	
ロ 北緯34度22分12秒、東経139度34分49秒の点	
ハ 北緯34度22分12秒、東経139度19分49秒の点	
ニ 北緯34度37分12秒、東経139度19分49秒の点	
2 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの点を順次結んだ線によつて囲ま	4月1日から
れた区域	12月31日まで
イ 北緯34度8分12秒、東経138度59分49秒の点	
ロ 北緯33度48分12秒、東経138度59分49秒の点	
ハ 北緯33度48分12秒、東経138度37分49秒の点	
ニ 北緯33度50分12秒、東経138度37分49秒の点	
ホ 北緯34度8分12秒、東経138度51分49秒の点	

- (3) 上記(2)の期間であっても、東京都管内(伊豆七島)船舶であって東京都知事が特に認める船舶以外は4月1日から5月9日まで集魚灯を使用して操業してはならない。
- (4) 船舶の船橋両側の中央部に下記様式による許可番号を表示しなければならない。



- ○各文字及び数字の大きさは10センチメートル以上、太さは1.5センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上とする。
- ○123は許可番号の例示である。
- ○文字、数字及びわくは黒色とする。
- (5) 三宅村神着大崎から0°の線、アノウ崎から45°の線及び両線との間の陸岸の

線、並びに同線から沖合い1,500メートルの線とによって囲まれた区域内での操業については、さば漁業者は三宅島漁業者と区域、期間、操業方法等について協議し、その決定事項を遵守しなければならない。

### 第4 その他

### (資源管理の状況等の報告)

- 1(1) この漁業の許可を受けた者は、前年許可期間のうち令和3年7月1日から同年10月31日までと、本年許可期間のうち令和3年11月1日から令和4年5月31日までの操業に関する報告とを併せて、規則第22条第2項各号に掲げる事項について、同条第1項の規定に基づき令和4年6月20日までに報告しなければならない。(参考様式3)
  - (2) 漁獲量及び漁業生産の実績の報告は、さば類とその他の魚種について行うこととする。
  - (3) 資源管理の状況等の報告の方法は、郵送、ファクシミリ又は電子情報処理組織によるものとする。

### (適用期間)

<u>2</u> この方針は、令和<u>4</u>年10月31日まで適用する。

### 参考様式1

		船	舶	件	名	書	(計画又は現在)
1	船名						
2	船 質						
3	漁船登録	番号					
4	船体の長	さ、幅及で	び深さ				
5	船舶総ト	ン数					
6	推進機関	の種類及で	び馬力勢	汝			
7	造船所の	所在地及7	び名称				
8	機関製作	所の所在は	也及び年	名称			
9	起工、進	水又はし	ゅん工の	の予定年	<b>平月日</b>	(現在の	のものは進水年月日)
1 0	所有者の	住所及び」	<b>毛名又</b> /	は名称			
1 1	建造(購	入)価格					
1 2	資金調達	方法(自己	資金及	び借入	.金に図	区別し、	借入金は借入先別に記載すること)

### 適格性に関する誓約書

年 月 日

東京都知事 殿

住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ⑩

私は、漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。)第58条において 準用する法第41条第1項第2号から第4号までに定める以下のいずれにも該当し ないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日か ら5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 2 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条に おいて定める使用人のうちに法第58条において準用する法第41条第1項第1号 又は第2号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(1)漁業者	住 所 氏 名								(2)乗組員数 (船長を含む)			
(3)漁	船	漁船登	绿番号		船 名		総ト	、ン数	馬力数	7	根拠	地
(4)兼業漁	業の名					(5	() 電源	設備	KW	,	個付	見用
(6)資源管理	里の状況等											
区分	操業日数	魚種	漁 獲	量	水揚り	げ金	:額	坩	:業場所	水	揚	港
月別	米米口奴	<u>飛行里</u>	(	kg)		(千	円)	174	未物门	主		従
7 月	日	さば類										
173	Н	その他										
8月	日	さば類										
0 )1	H	その他										
9 月	日	さば類										
- 7,		<u>その他</u>										
10 月	日	<u>さば類</u>										
/•	, .	その他										
中計	日	<u>さば類</u>										
, , , , ,	·	その他										
11 月	日	さば類										
	, .	その他										
12 月	日	<u>さば類</u>										
	·	その他										
1月	日	<u>さば類</u>										
		<u>その他</u>										
2 月	日	<u>さば類</u>										
		その他										
3 月	日	さば類										
		<u>その他</u> さば類										
4 月	日	<u>さは類</u> その他										
		<u>さば類</u>										
5 月	日	<u> </u>										
		さば類										
中計	日	<u>こんが</u> その他										
		さば類										
合 計	日	<u>こは級</u> その他										
							ļ					

### 棒受け網漁業

### 1 制限措置

- (1) この漁業の漁業種類は、あじ・さば棒受け網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 100 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 70 トン未満とする。ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、都知事が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、この場合にあっても、許可等をすることができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 150 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 100 トン未満とする※ ※「新トン数適用船舶」とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造された船舶及び昭和 5 7 年 7 月 17 日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕〔船舶のトン数の測度に関する法律(昭和 55 年法律第 40 号)附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。〕を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。

- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。
- 2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和3年9月16日から令和3年10月15日までとする。

3 許可の基準

別添「令和3年における棒受け網漁業の許可及び起業の認可方針第3の5」のとおり。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

### 別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
41隻(0)	伊豆諸島海域	東京都島しょ部に住所を有し(法人にあっては、 主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり)、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者であること。
3隻(3)	伊豆諸島海域(ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場(ベコネ・コン 別出から 煙煙出 トルコ 島都の中間約までの海域な	千葉県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
3隻(3)	ヨネース) 列岩から孀婦岩と北之島都の中間線までの海域を   いう。以下同じ。) を除く。)	静岡県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。

※ () 内はこの漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 25 トン以上 100 トン以下(1 制限措置(3) に規定するただし書きに該当する場合 150 トン以下)及び「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 20 トン以上 70 トン未満(1 制限措置(3) に規定するただし書きに該当する場合 100 トン未満)の許可等をすることができる各都県別の隻数。

## ○ 令和4年漁期における棒受け網漁業の定数算出(案)

### 1. 算出の考え方

- ① 前年漁期(令和3年6月末現在)の許認可実数を定数算出の基礎とする。ただし、原則として認可の継続年数は3年間とする。
- ② 平成6年漁期の定数を上限とする(平成5年9月末現在の許可実数。平成3、4年度実施の『減船事業(資源管理型漁業構造再編緊急対策事業)』の成果を生かすため)
- ③ 前年の許認可実数と階層移動枠充当船を加えた東京都以外の定数が 24(平成 26 年漁期定数)を超えない場合は、他県分定数を 24 隻とする。(まさば及びごまさばの漁獲可能量(TAC)の都知事管理量の有効活用を図るため)

### 2. 算出方法

(注)階層移動充当枠とは、許可を有しない5トン未満船が代船建造等により5トン以上階層へ移行する場合の対応枠であり、千葉、神奈川、 静岡の3県につき各5隻を原則とする。但し、平成6年漁期の定数を超える場合は、その定数内で調整する。

	令和3年許可枠	令和3年許認可実数 (R3.6月末現在)	令和3年 自然廃業船	階層移動 充当枠	令和4年許可枠	平成6年許可枠
千葉県	8 (3) 隻	3 (2) 隻	0 隻	5 隻	8 (3) 隻	10 隻
神奈川県	5	0	0	5	5	10
静岡県	9 (3)	4 (3)	0	5	9 (3)	24
調整枠	2	0	0	0	2	0
計	24 (6)	7 (5)	0	15	24 (6)	44
東京都	41	6	0	0	41	41
合 計	65 (6)	13 (5)	0	15	65 (6)	85

# 令和3年漁期 あじ・さば棒受け網漁業許可枠の推移

東京都

	令和4年	漁期(案)										令和3	年漁期	果只都
都県別	許可枠	20トン 以上枠		平成6年漁期	平成27年漁期	平成28年漁期	平成29年漁期	平成30年漁期	平成31年漁期	令和2年漁期	当初		6月末現	佐
	(隻)	(隻)									総隻数	20 以上	総隻数	20~以上
東京都	41	0	枠(隻)	41	41	41	41	41	41	41	41	0	41	0
米尔印	41	U	許可(隻)	21 (1)	7 (2)	7 (2)	7 (2)	6 (2)	6 (3)	6 (3)	6 (3)	0	6 (3)	0
千葉県	8	3	枠(隻)	10	8	8	8	8	8	8	8	3	8	3
一条片	0	ິນ	許可(隻)	5	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	1 (1)	3 (2)	1 (1)
神奈川県	5	0	枠(隻)	10	5	5	5	5	5	5	5	0	5	0
种尔川东	ິນ	U	許可(隻)	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	9	3	枠(隻)	24	11	10	10	10	10	9	9	3	9	3
刑判所	9	J	許可(隻)	18	5	5	5	5	4	4	4	3	4	3
調整枠	2	0	枠(隻)			1	1	1	1	2	2	0	2	0
明金工	۷	U	許可(隻)			0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	65	6	枠(隻)	85	65	65	65	65	65	65	65	6	65	6
	00	Ü	許可(隻)	49 (1)	15 (4)	15 (4)	15 (4)	14 (4)	13 (5)	13 (5)	13 (5)	4 (1)	13 (5)	4 (1)

():起業認可で内数

都県別	許可枠(隻)	許可隻数 (隻)	認可数(隻)	操業数(隻)	漁獲量 ( <sup>ト</sup> シ)	漁獲金額 (千円)	単価(円 /kg)	1隻当り漁 獲量(トン)	T隻当り漁 獲金額(千 円)	操業延日 数(日)	1隻当り操 業日数(日)
東京都	41	3	3	2	63	20,006	318	32	10,003	67	34
千葉県	8	1	2	0	0	0	-	-	-	_	-
神奈川県	5	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
静岡県	9	4	0	3	2,680	262,846	98	893	87,615	140	47
調整枠	2	ı	_	_	_	-	ı	_	-	-	_
合計	65	8	5	5	2,743	282,852	103	549	56,570	207	41
令和2年	65	8	5	5	569	85,038	149	114	17,008	162	32

(許認可数はR3.6.30現在の数)

※東京都の実績はムロアジの数字